

## 保育の利用・調整基準の見直しについて

## 1 主旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用については、児童福祉法、世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例及び同規則に基づき、利用調整の方法を定め、保育利用の必要性の度合いを指数化したポイント制により、入園選考を実施している。

そこで、これまでに示された保育の利用調整を行うための基準指数等に関する国の考え方や区議会をはじめ区民から寄せられた意見・要望等、子ども・子育て会議からの提言等を踏まえ、標記の件について報告する。

## 2 見直し項目

- (1) 配偶者及び同居祖父母の疾病等により看護等が必要な場合の優先利用【新設】
- (2) 保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用【新設】

## 3 内容

- (1) 配偶者及び同居祖父母の疾病等により看護等が必要な場合の優先利用【新設】

## ①背景（想定ケース）

- ・家庭で育児をしながら、同居の祖父母の看護又は介護（以下「看護等」という）にあたっている。
- ・急遽、主たる生計維持にあたる保護者の配偶者に疾病等の事由が生じ、看護等が必要な状態となる。
- ・「保護者が、入院する親族の看護にあたる時」に該当したため、緊急保育を利用し、更新しながら対処している。

## ②現状

上記の家庭は、看護等が必要な同居者が複数いることから、子の養育等に困難が生じる可能性がより高い。

しかし、緊急保育の期間が終了し、入園の申込を行った際、現行の利用・調整基準では、「同一世帯内に全介護が必要な重度の障害を有する世帯員（申込児は除く。）」に該当した場合、当該世帯員の人数に関わらず、一律に2ポイントが加算される。

その結果、現行の基準では、より保育を必要とする家庭の優先利用につながっていない状況にある。

### ③改正内容

#### ア 条件

以下すべてに該当する場合に当該基準の対象とする。

- ・緊急保育を利用している場合で、かつ、入院や治療等の長期化により緊急保育の利用期間（最長2ヶ月）を超えて利用せざるを得ない場合
- ・主たる生計維持にあたる保護者の配偶者に疾病等の事由が生じ、看護等が必要な状態となるとともに、同居の祖父母も疾病等のため看護等を必要としている場合

#### イ 保育の調整基準

通常の有償受託点（6ポイント又は5ポイント）にさらに2ポイントを加算

### ④適用時期

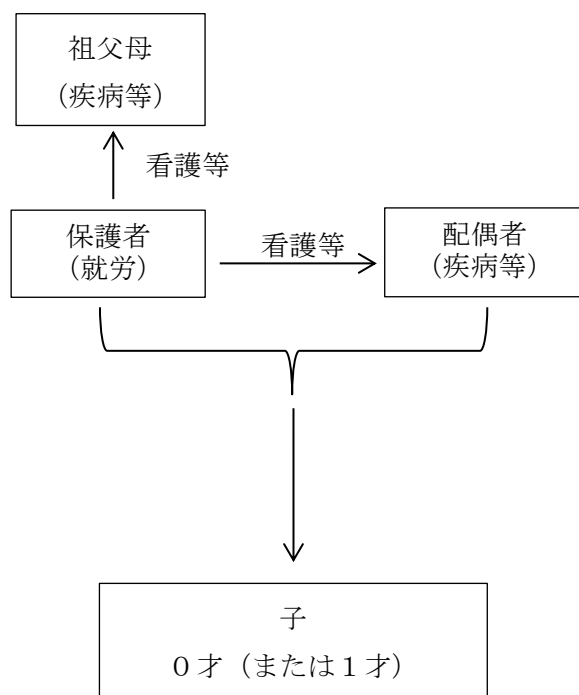
平成29年10月入園から適用する。

【参考】平成30年度用 保育のごあんない（追加案）

番号	新	調整基準指数
23	特別な事情により緊急保育の利用期間を延長している場合	+2

番号23は、緊急保育を2ヶ月を超えて利用しており、かつ、その事由が主たる生計維持にあたる保護者の配偶者に疾病等の事由が生じ、看護等が必要な状態となるとともに、同居等の祖父母も疾病等のため看護等を必要としている場合に限る。

### 【例】※子が0才（または1才）の場合



#### 【指数計算】

保護者 就労 50点 勤務実績 2点  
 配偶者 疾病 50点  
 同一世帯内に全介護が必要な重度の障害を有する世帯員（申込児は除く。）がいる 2点  
 緊急保育（有償受託）0才 5点（1才 6点）  
**緊急保育（2ヶ月超） +2点【新設】**

合計 0才 111点（1才 112点）

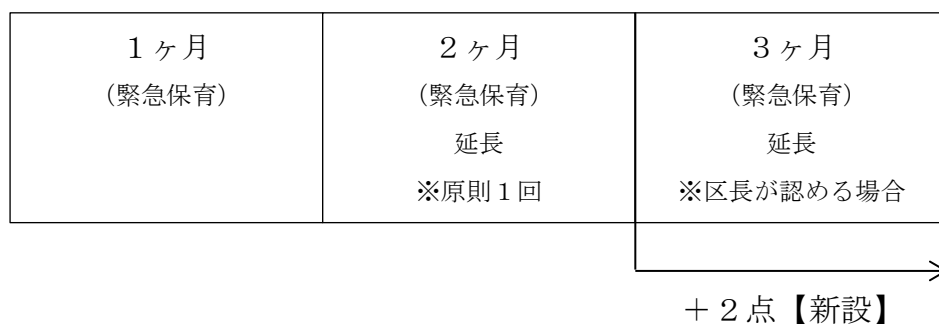
疾病等により子の養育ができなくなる



緊急保育

**※特別な事情で2ヶ月を超えて利用をせざるを得ない場合 +2点【新設】**

## 【緊急保育利用期間との関係】



## (2) 保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用【新設】

### ①背景

区では、待機児童の解消に向けた保育園の整備を促進するとともに、保育の質と量を担保するため、特に保育士の確保が急務となっている。

現在、区では保育士が確保できず保育定員の抑制等を行うまでには至っていないが、他自治体では、子どもを保育園に預けることができないことにより復職できない保育士が生じるなど、保育園運営に支障をきたす事例が見受けられる。

こうした事態を受け、国は、自治体に対し、保育士等の子どもが保育所等の利用を希望する場合の優先利用への配慮を要請している。

### ②現状

区では、平成32年4月の待機児童解消に向けた保育園の整備の促進に伴い、さらに保育士の確保が必要となってくる。

一方、現行の保育の利用・調整基準には、保護者の職業や職種による優先利用の項目はなく、就労については、週の勤務日数及び時間により、指数を決定し利用調整を行っている。

### ③改正内容

#### ア 条件

当該職員が産休又は育休から復帰できないことにより、子どもの定員に必要な保育士又は保育教諭（施設長含む）が確保できないことで、別表区内施設等の運営に深刻な影響があることが明らかな場合で、かつ、以下すべてに該当する場合に、下記「イ 保育の調整基準」を適用する。

- ・別表の区内施設等に勤務する保育士又は保育教諭（施設長含む）
- ・申込児の産休明け、又は育休明け予定の保護者（保育の調整基準6に該当する保護者）
- ・申込児の産休又は育休後、1日6時間以上月20日以上勤務を予定している者
- ・4月1日入園の第一次選考後において、認可及び認可外を問わず保育園の入園が決まっていない保護者

#### イ 保育の調整基準

2ポイントを加算

④適用時期

平成 30 年 4 月入園から適用する。(毎年 4 月入園のみ適用)

【別表】 対象となる施設等

対象となる施設等 (定期利用保育含む)		
施設型給付対象施設	区立保育園	
	私立保育園	
	区立認定こども園	幼稚園型
	私立認定こども園	幼保連携型
幼稚園型		
地域型保育事業	家庭的保育事業	
	小規模保育事業	
	事業所内保育事業	
認可外保育施設	保育室	
	保育ママ	
	認証保育所	

【参考】 平成 30 年度用 保育のごあんない (追加案)

番号	新	調整基準 指数
30	区内に住所を有し、かつ、該当する区内施設等に勤務する保育士又は保育教諭(施設長含む)で、かつ、規則で定める条件に該当する者	+2

4 今後のスケジュール

年月	内容
平成 29 年 9 月～	平成 30 年度用 (平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月入園申込み) 保育のごあんない配布
平成 29 年 10 月～	「配偶者及び同居祖父母の疾病等により看護等が必要な場合の優先利用」適用開始
平成 30 年 4 月～	「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用」適用開始 (毎年 4 月入園のみ適用)